

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正（第一条関係）

一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第二十三条第十一号に掲げる業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱うものを除く。）に従事していた者に対する健康管理手帳の交付の要件として、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があることを定めること。

二 名称等を表示しなければならない物のうち、令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定めるものとして、ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。以下同じ。）を含有する製剤その他の物でニッケル化合物の含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるもの並びに砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。以下同じ。）を含有する製剤その他の物で砒素及びその化合物の含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるものを定めること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正（第二条関係）

一 ニッケル化合物及びこれをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「ニッケル化合物等」という。）並びに砒素^ひ及びその化合物並びにこれらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「砒素等」という。）を特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第二条第一項第五号の管理第二類物質とするものとする
こと。

二 ニッケル化合物並びに砒素^ひ及びその化合物に係る作業環境測定の結果の評価の記録については、三十年間保存するものとする
こと。

三 ニッケル化合物等及び砒素^ひ等を特化則第三十八条の三の特別管理物質とするものとする
こと。

四 ホルムアルデヒドを特化則第三十八条の十四の燻蒸^{くんじょう}作業に係る措置の対象物質とするものとする
こと。

五 特化則第三十八条の十四第七号の二、第十号へ又は第十一号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のシアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に労働者を立ち入らせない
こととする
こと。ただし、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とする

ことが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者を立ち入らせることができるものとする。

物	値
シアン化水素	三ミリグラム又は三立方センチメートル
臭化メチル	四ミリグラム又は一立方センチメートル
ホルムアルデヒド	〇・一ミリグラム又は〇・一立方センチメートル
備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりを占める当該物の重量又は容積を示す。	

六 事業者は、次の表の上欄に掲げる業務に常時従事する労働者又は当該業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、同欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならないものとする。

業務	期間	項目
ニッケル化合物等を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
砒 ^ひ 素等を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 砒 ^ひ 素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査 七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査	

七 六の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、

医師が必要と認めるものについては、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について健康診断を行わなければならないものとする。

業務	項目
ニッケル化合物等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定

	、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたんの細胞診、皮膚貼布試験てん、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔くうの耳鼻科学的検査
砒素等ひを製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒素化合物ひ（砒酸、亜砒酸及びメチルアルソン酸に限る。）の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰かくたんの細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

八 その他所要の改正を行うこと。

第三 作業環境測定法施行規則の一部改正（第三条関係）

ニッケル化合物等又は砒素等ひを製造し、又は取り扱う作業場を作業環境測定法施行規則（昭和五十年労

働省令第二十号) 別表第四号の作業場の種類に区分すること。

第四 石綿障害予防規則の一部改正(第四条関係)

一 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業(石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業を除く。以下「周辺作業」という。)に常時従事する労働者(以下「周辺作業従事者」という。)について、石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第三十五条の作業の記録の対象とするとともに、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間を記録すべき事項とすること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日等(附則関係)

一 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。